

1 基本的な考え方

当センターでは高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとする。

2 虐待の定義

この指針において虐待とは次のいずれかに該当する行為をいう。

(1) 身体的虐待

暴力的行為等で利用者の身体に外傷や痛みを与える又はそのおそれのある行為を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。

(2) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべき介護の提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

(3) 心理的虐待

脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって利用者に精神的、情緒的な苦痛を与えること。

(4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること。又は利用者にわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

3 虐待防止に係る検討委員会の設置

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するため「虐待防止検討委員会」を設置する。

(1) 委員会の構成

虐待防止検討委員会を、次に掲げる者で構成する。

ア 所長（委員長を務める）

イ 係長

ウ 社会福祉士

エ 保健師

オ 主任介護支援専門員

(2) 委員会の検討内容

虐待防止検討委員会において高齢者虐待の対応と防止に係る次の事項を検討する。

ア 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること

- イ 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ウ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- エ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- オ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- カ 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

4 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とする。
- (2) 研修は年1回以上実施することとする。また、異動時には別途虐待防止のための研修を実施することとする。
- (3) 茨城県及び茨城県社会福祉協議会が主催する高齢者虐待対応研修を活用することができる。

5 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 担当するケースについて虐待等を発見した場合は、速やかに事実確認を行いその要因の除去に努めるとともに、虐待防止検討委員会や市の高齢者虐待担当に報告する。
- (2) 被虐待者の保護方法や養護者の支援方法については、市主催のコアメンバー会議にて決定された処遇方針や役割分担に沿って対応する。

6 虐待等が発生した場合の相談報告体制

- (1) 利用者、利用者家族、介護サービス従事者等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとする。
- (2) 利用者の居宅において虐待等が疑われる場合は、関係機関に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。

7 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、石岡市成年後見サポートセンターを案内する等の支援を行うこととする。

8 利用者に対する指針の閲覧

当センター職員、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても、本指針をいつでも閲覧できるよう、事務室に備え付けることとする。また、ホームページにも公開する。

9 その他虐待防止の推進のために必要な事項

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めることとする。